2016年度運動方針案（要約版）

1、はじめに

今年の大会は、我々の組織結成から60回の節目を迎える記念すべき大会である。人間でいえば60歳の還暦である。過去の体験に拘泥することなく新たなスタートを切る意欲を持ってその後の人生をより豊かに生きることが出来るかどうかの分岐点といってもいい。その意味で、まさに東京地本の歴史的な曲がり角に当たる大会といっても過言ではない。今から46年前、新運転創設の立役者でもあり、戦前戦後を通して日本の労働運動のリーダーだった細谷松太氏が新運転設立10周年の記念講演で、日本に於ける職業別労働組合と労供事業の難しさを率直に指摘しながらも、「新運転が野心的に活路を開いていけば、日本の労働運動に革命的な異変が起こる可能性はある」と述べていた。労働組合法制定から60年がたつ今こそ、労働組合の戦後レジームからの脱却を目指し、企業内から地域社会へ、ニッチからリッチな労働組合運動への野心的な活路を開く時だ。（中略）

その歩みの中で、嘗てはタクシー、生コン、一般トラック、そして清掃事業へとバランスが取れていた供給システムが激変していることを自覚し、再度バランスを取るべく何をなすべきかが今こそ真剣に問われなければならない。（中略）

今大会に於ける運動方針は、これから5年先、10年先に向けて「長期的、多面的、積極的」な視点での議論の下で確定されなければならない。

われわれ自身の賃金労働条件のみならず、まさに平和・人権・環境という社会、経済、政治的諸課題に対しても積極的な取り組みが求められていることをしっかりと認識し、今大会を契機に連合、非正規労働センター、交運労協他の労働組合との連携で、外部労働市場における非正規労働者の組織化に有効な労働組合による労供事業の拡充を実現し、法制定の道筋をつけて行きたい。

2、賃金労働条件の改定交渉について

（前略）そして、経過報告でも確認したように、職業選択の自由を取り戻す供給先事業所のリバランス、調和の取れた供給先拡大に向けて行動を起こす必要がある。要するに、生コンへの就労が減少したから清掃への就労切り替えがあったし、今後清掃への就労条件が悪化した時には一般トラック、タクシー就労へと切り替えるという供給契約の多様さ、柔軟さが必要だということだ。運輸業界全体の慢性的な人手不足、とりわけ大型免許所持者の減少という劇的変化は、近い将来必ず長時間労働、低賃金という運輸業界の現状改善につながる。それが需要と供給のバランスによって賃金労働条件が動くという自由な労働市場の原理である。その外部労働市場におけるわれわれの存在価値を今以上に高める為に、この間「労供事業の拡充」ということで議論してきた各種資格の取得に向けた取り組みを始めるべきだろう。（中略）

その具体的な方針として

＊現在組合員が就労している労供先の圧倒的割合を占めている清掃関係事業の現状と今後の推移を見極めながら、組合員の権利と義務、そして労供組合としての原理、原則との関係を整理し、局集・資源車・作業員の賃金体系、供給契約＝労働協約書の見直しを検討する。

＊企業内定年制が60歳から65歳へと移る中で、生コン、清掃共61歳という高齢者賃金の廃止、もしくは段階的引き上げを求める。

＊供給職種の拡充変更許可を活かして特対部、タブレットの活動を活性化させ、現在の労供事業に加えて、高所作業車、運行管理、玉掛、フォークなどの資格取得を進め、一般トラック運転、交通整理、事務請負など運転以外の多様な職種企業への就労促進を図る。

＊労供契約の対象を中小零細、個人の私企業から公益法人、非営利法人、そして行政へと広げる。

＊労供契約の内容を、日々就労の契約だけでなく短期、中期の有期契約にも広げる。

3、労供事業の制度確立と事業拡大に向けて

われわれが取り組んでいる労働組合による労供事業は、派遣や請負などの非正規労働者の増大と賃金労条件の劣化、社会労働保険の無適用などの営利企業による諸問題の深刻化の対極に位置するものとの社会的評価が高まってきた。（中略）その中でも中小零細企業との供給契約による労働と生活向上、職業選択の自由、ワークライフバランス、ワークシェリングの実現を目指してきたわれわれの労供事業の果たす役割は重要だと自負するものである。つまり、個人主体の労働契約から供給契約という集団的労使関係による就労生活支援、自主福祉運動の展開という独自性の価値である。

（中略）以下の具体的な方針を提起したい。

＊多くの組合員が新運転という組織と労働者供給事業の法的位置づけに自信と誇りをもって労働と生活、運動に取り組めるように学習、研修、討論会を実施する。

＊連合、交運労協、労供労組協などの活動に積極的に参加し、労働法の政策論議や非正規労働者の組織化の有利性と労供事業法の必然性を広げる。

＊行政関連ユニオン、現業ユニオンなどの労供事業に取り組もうとしている労働組合との連携を強める。

＊法案制定だけでなく、日雇雇用保険の印紙枚数削減と就労支援事業を拡大し、雇用維持を図るよう厚労省、政党、国会議員への働きかけを強める。

＊年金問題については、税金による最低保障年金を基礎とした年金制度改革を求めている連合の運動の一翼を担っていくが、マルチジョブホルダーといわれる臨時、多職種就労労働者に対する保険や年金適用をマイナンバー制度との関係で検討する。

＊労供労連東京としての団結強化と運動の活性化を図る。

＊派遣会社や労供先企業が労働組合を組織させ、本来の労働組合による労供事業とはいえない名ばかり労供組合への事前規制と事後摘発を徹底させるよう行政に働き掛ける。

＊全労済や労働金庫など労働自主福祉運動に積極的に参加し、東京労働者福祉協議会を通して多くの非営利協同組織との協力関係を強めていく。

4、新たな組織財政改革と組織拡大に向けて

われわれは今、3年前に確認した「財政総括と今後の方針」に沿って「5年先、10年先」に向けての活動の渦中にいることを改めて確認しよう。「新運転ブランド」に磨きをかけ労働の質的レベルを上げる必要性は益々強くなっている。また、作業員で加入した組合員の次のステップアップを図る為にも青年部活動、特対部活動などの強化と活性化に人材が必要となっている。

そうした認識と決意の下で、昨年来、「人材育成センターの職務と責任を明確にした職員を配置」「特対部・青年担当者」「女性部活動」「HPの活用、組合員への情報公開と交換の活性化」そして、昨年中間大会での15、6年ぶりの「書記次長選任」などの具体的な取り組みと成果を挙げてきた。経過報告で確認したように、それぞれの活動を後戻りさせるわけには行かない。

改めて昨年大会方針でも確認した上杉鷹山公の「為せば成る　為さねばならぬ何事も　成らぬは人の為さぬなりけり」を心に据えて以下の方針を提起したい。

＊組合員、とりわけ作業員の増加に対応する支部の独自運営、特対部の再建など組織財政の抜本的見直しの具体化を進める。

＊人材育成センターの「組合員の安全・技術指導、事故防止、健康管理などを主業務とし、その他、東京地本の諸活動、タブレットの営業、事務など全般の補佐業務。」の実績を活かし、更なる充実を図る。

＊組合員の建設的な議論の場として、職場、支部、作業員、高齢組合員、青年女性組合員などの集会の定期的な開催に努める。

＊新規加入組合員の技能、資格、マナーなどのレベルアップから仕事アップを通して、労供事業の拡充を図り、東京地本への帰属意識の高揚と仲間作りに取り組む。

＊特対部からロマン交通、タブレットへの運動展開を継承発展させるべく、一年間の担当者会議の議論と成果を受けて高齢組合員の労働と生活に焦点を当てた事業展開を検討する。当面、東支部に拠点を設け、連合東京や東京交運労協、東京労福協の組織展開と連携すると同時に地域に於けるNGO、NPO、福祉協議会などとの協同も視野に入れて地域における生活総合支援センターの具体的な事業展開に挑戦する。

＊青年部の担当者会議、女性組合員集会などの蓄積の上に、学習、交流、資格取得などに取り組み、労供事業の本来の目的の一つである職業選択の自由の幅を広げる。

＊HPの活用を進め、組合員への情報公開と交換の活性化を図る。

＊生活困窮者自立支援法の施行に伴い、行政からの業務委託、財政支援策などを調査し、適用を図る。また、組合員の技能向上のために就労支援制度の活用を検討する。

＊マイナンバー制度の施行に伴う個人情報保護の徹底と本部・支部の情報管理体制を強化する。

＊マイクロバスは、組合員個人の利用促進と同時に特対部や青年部、女性部などの研修や組織活動、連合、交運労協、平和フォーラム、市民運動等への利用促進を図る。

5、交通安全・事故絶滅を目指して

われわれの労供事業の真価は、労働の質的向上であり、とりわけ無事故、安全運転、安全作業の徹底にある。この一年様々な努力を傾注してきたことを確認した上で、更なる取り組み強化が求められている。（中略）その点では、長年の懸案だった人材育成センターに職員を配置したことの意義は大きかった。経過報告で確認したように、新規加入組合員への本部研修に加えて実技研修も行い、事故の分析と防止対策など今まで出来なかった多様な取り組みが進んでいる。とりわけ、清掃工場ガイドブックやプレス車を使った実技研修やマイクロバスでの工場周辺研修などは画期的な取り組みであり、他の労供労組はもとより供給先事業所に対しても自主研修体制の充実をアピールしていきたい。（中略）

また、事故多発者の取扱いでは、過去の累積事故多発者への対応策が検討されるべきだと考える。以前の大会で問題提起されながら具体的対策が決まらないまま来ている事で、1年の単年度では2回以上にはならなくても10年で9回、20年で18回は如何にも多すぎるということだ。その場合は、特別研修や適正診断の受診などを検討しなければならないし、その結果によっては配置転換も考えるということを検討していきたい。

ということで以下の取り組みを強化する。

＊局収車購入、清掃工場ガイドブックなどの成果を活かし、人材育成センターの取り組みを拡充して新運転ブランドをより一層高めるよう努める。

＊交通安全の基本となる安全講習会の開催に加えて、日常的なアルコールチェック、KYT研修、健康管理指導に取り組む。

＊事故多発者対策と無事故無違反優良組合員の定期表彰の改善に努める。とりわけ、作業員組合員の大会表彰について、来年大会までに具体策をまとめる。

＊「事故共済の負担金」と「事故多発者の取扱い規程の自己弁済」を命じる「信賞必罰」の周知徹底を図る。

＊作業員の組合員増加に伴う労災や物損事故の防止策を強化し、局収車を使ってバック誘導や発車、左折時の運転手への声かけ、確認動作の徹底など丁寧な指導に勤める。

＊事故・労災防止の取り組みとして供給先におけるヘルメット、安全靴支給などの徹底を図る。

6、平和と民主主義を守る取り組み強化について

今我々は、平和・人権・環境の重大な危機の真只中にいる。そして、同時に新たな未来を切り開く希望にも満ち溢れている。（中略）

我々労働組合はもとより多くの若者たちを含む老若男女が組織動員でなく自ら の意志で国会前、全国の街頭に立った。その力に野党共闘が励まされ、今や来年の参議院選挙を射程に安倍政権打倒、戦争法撤回の準備が進んでいる。

今までの我々の選挙に対する基本姿勢は政党本位ではなく、平和・人権・環境と労供事業への理解、協力を受けとめる人物本位ということである。その基本から地域におけるリベラル勢力の礎を築き上げるということで、今回は党派を越えて戦争法撤回を軸に取り組みを強化して行きたい。（中略）今後も、平和・人権・環境の危機が深まっている情勢に対応して、共闘活動の強化と政治活動費の支出増などを実施し、組合員への事前周知方法をより工夫して組合員参加型運動を展開していきたい。今後とも連合・平和フォーラム・平和運動センターと共に憲法9条を活かし、平和と民主主義を守る取り組みを強化していく。

そして、労供労組として嘗ての新産別の平和運動に貢献した取組みを継承し、今後の平和と民主主義を守る広範な戦線の一翼を担っていきたい。具体的には、連合東京、東京交運労協、東京平和運動センターの仲間たちとの積極的な共闘を進めていきたい。21世紀を世界平和の実現に向かう時代転換とするために、以下の取組みを進めていく。

＊来年の参議院選挙では戦争法案に賛成した議員の落選運動に取り組み、戦争法撤回、安倍内閣打倒を掲げる諸運動に参加する。

＊福島原発事故の早期解決を強く求め、原発、核エネルギー政策から自然再生エネルギーへの政策転換を実現するために、「さよなら原発1000万人アクション」に取り組む。

＊沖縄普天間基地の国外移設と辺野古新基地建設反対、オスプレイ配備に反対する翁長県知事を先頭にするオール沖縄の闘いに連帯し、沖縄の基地負担軽減を実現する。

＊安倍内閣の対米従属路線に反対し、東アジア共同体、非核地帯創設に向かう運動に参加する。

＊部落差別をはじめ多くの差別問題に取り組むと共にヘイトクライムなどの民族排外主義を許さず、多民族・多文化共生社会の実現を目指す。

＊平和憲法9条を守り、日米安保を平和条約に代える。